

	事業名	事業概要	平成21年度 事業計画	平成21年度 事業実績	所管局
3 男女平等参画を推進する社会づくり					
(1) 教育・学習の充実					
ア. 学校での男女平等					
	172 教育課程の適正な編成及び実施	学校が、学習指導要領を踏まえ、教育活動全体を通して組織的・計画的に男女平等教育を実施するよう、指導計画の作成など指導内容の改善のための指導・助言を行います。 男女平等教育を教育課程に位置付け、組織的・計画的に指導するよう、職層に応じた人権教育研究協議会を実施します。 区市教育委員会等との連携を通し、各学校が適正な男女平等教育を推進するよう、人権教育指導推進委員会を開催し、研究・協議を行います。 各学校における校内研修等で活用するよう、人権教育の手引きである「人権教育プログラム」に男女平等教育に関する指導資料を掲載します。	・人権教育研究協議会における指導・助言 ・学校訪問における指導・助言 ・人権教育プログラムへの関連資料の掲載 ・園長・校長対象4回 ・副園長・副校長対象4回 ・主幹・教諭等対象4回 等 区市教育委員会指導主事等対象6回 都内公立幼稚園・公立学校教員に63,500部配布	・人権教育研究協議会における指導・助言 ・学校訪問における指導・助言 ・人権教育プログラムへの関連資料の掲載 ・園長・校長対象4回 ・副園長・副校長対象4回 ・主幹教諭・主任教諭・教諭等対象4回 等 区市教育委員会指導主事等対象6回 都内公立幼稚園・公立学校教員に63,500部配布	教育庁
	173 学校運営の工夫・改善	各学校で、教職員が男女平等教育について正しい理解と認識を深め、指導内容や方法の改善、充実、効果的な教材の開発などを行うよう校内研修を支援します。 学校の実態に即した男女平等教育を推進するため、全都の公立学校の中から人権尊重教育推進校を指定し、その研究・実践の成果を全都に普及します。	学校の校内研修への指導訪問における指導・助言 人権尊重教育推進校 50校程度	学校の校内研修への指導訪問における指導・助言 人権尊重教育推進校 50校程度	教育庁
	174 都立高校における男女別定員制の緩和	男女別募集人数の9割までを総合成績の順に決定し、1割に相当する人員を男女合同の総合成績により決定することにより、男女別定員制の緩和を図ります。	57校	54校	教育庁
	175 インターンシップの推進	就業体験を通じて、望ましい勤労観・職業観を育成します。これまでのインターンシップ実施校の実績を踏まえ、インターンシップを効果的に推進するとともに、就業体験の受入先の開拓を進めます。	学校外の学修としての単位認定や総合的な学習の時間への位置づけ、及び特色ある教育課程の編成に向けた一層の推進	学校外の学修としての単位認定や総合的な学習の時間への位置づけ、及び特色ある教育課程の編成に向けた一層の推進 平成21年度実績251課程中151課程(60.2% 参加生徒数7,867人)が実施	教育庁
	176 わく(Work)わく(Work)Week.Tokyo(中学生の職場体験)	中学生が、5日間程度学校を離れて地域の商店及び企業、公的施設などの職場で実際に仕事を体験することを通して、男女平等参画社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成します。	3～5日 約635校実施予定	623校、74,310人が参加	教育庁
	177 進路指導の充実	学校が、キャリア教育の視点に立った進路指導の内容及び方法の工夫・改善を図り、組織的・計画的に推進できるよう支援します。	・キャリア教育の全体計画表の作成・校内指導体制の確立 ・キャリアガイダンス等の活用による進路指導の一層の充実	・キャリア教育の全体計画の作成・校内指導体制の確立 ・キャリアガイダンス等の活用による進路指導の一層の充実	教育庁

	事業名	事業概要	平成21年度 事業計画	平成21年度 事業実績	所管局
イ. 研修・情報提供					
	178 教職員への研修の実施	人権課題「女性」、「子ども」、「高齢者」等について、今日の人権教育推進にかかわる国際的な動向や東京都教育委員会の基本的な考え方、当面する人権教育推進上の諸課題について理解を深め、各学校における具体的な推進を図ることができるよう、教職員への研修を実施します。	教育管理職候補者研修 850名 年3回開催 専門性向上研修 ・人権教育 各80人 年3回開催 ・人権教育 各50人 年3回開催 ・人権教育 各40人 年3回開催 10年経験者研修 800人 年1回開催	教育管理職候補者研修 745名 年3回開催 専門性向上研修 ・人権教育 各80名 年3回開催 ・人権教育 各50名 年2回開催 ・人権教育 各40名 年3回開催 10年経験者研修 865人 年1回開催	教育庁
	179 社会教育関係職員等研修の実施	社会教育関係指導者等を対象に、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施します。	年18回	年18回	教育庁
	180 情報・資料の収集と提供	都民の生涯学習及び社会教育活動に必要な情報・資料を提供します。	・ 広報誌「みんなの生涯学習」 各18,000部 年5回発行 ・ 人権啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」 105,000部	・ 広報誌「みんなの生涯学習」 各18,000部 年4回発行 ・ 人権啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」 105,000部	教育庁
ウ. 多様な学習機会の提供					
	181 都立学校公開講座	都民の生涯学習の幅広いニーズに応えるとともに、開かれた学校の実現を目指して、都立学校の教育機能を開放し学習機会を提供します。	全都立学校 310講座	全都立学校 289講座	教育庁
	182 自主学習活動の支援	ウィメンズプラザの施設の利用・貸出を通じて、男女平等参画に関する学習活動を支援します。	ホール、会議室、保育室、ワーキングルーム等の貸出等	ホール、会議室、保育室、ワーキングルーム等の貸出等	生活文化スポーツ局
	183 職業訓練の実施	都立職業能力開発センター等（従来の技術専門校の組織・名称を平成19年4月から変更）において、求職者を対象として就職に必要な知識・技能を習得できるよう職業訓練を実施するとともに、在職者を対象にしたキャリア・アップのための短期訓練も行います。また、資格取得や訓練内容等の情報提供の充実を図ります。（再掲）	(No.12参照)	(No.12参照)	産業労働局
	184 しごとセンター事業の推進（多様な働き方に対する支援）	パート、アルバイト、派遣労働など、いわゆる正社員以外の働き方や、起業・創業、NPOでの就業など雇用労働以外も含めた多様な就業形態を選択できるよう、相談窓口及び資料・情報コーナーの設置や、普及セミナーの開催、Web上での情報サイトの運営など、総合的な情報提供による支援を実施します。（再掲）	(No.11参照)	(No.11参照)	産業労働局